

〈カード振込入金サービス〉利用ルール

(2021年8月改定)

株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます）のカード振込入金サービス（以下「本サービス」といいます）利用企業（以下「契約者」といいます）の従業員（なお、本利用ルールにおいて「従業員」とは、法人または営業性個人である本人の代理人または使用人その他の本人のためにまたは本人としてカードを使用する正当な権限を有する者（自然人）を意味します。以下同じ）が、本サービスに係る振込入金専用カードを利用するにあたっては、本利用ルールを承諾の上、振込入金専用カードを利用するものとします。

また、契約者の従業員ではない第三者（以下「第三者利用者」といいます）が、本サービスに係る振込入金専用カードの利用を申し込むにあたっては、本利用ルールを承諾の上、当行に「振込入金専用カード申込書」および取引時確認書類を提出して申し込むものとします。

1. 振込入金専用カードについて

- (1) 当行は、契約者または第三者利用者からの振込入金専用カードの発行の申込みに対し、所定の審査を行った上で振込入金専用カードの発行を行います。なお、当行は、審査結果によっては、申込みを承諾しない場合があります。
- (2) カード発行手数料は、契約者が負担します。
- (3) 当行は、振込入金専用カードを第三者利用者に対して発行する場合には、直接第三者利用者に交付し、または契約者を經由して第三者利用者に交付します。なお、当行が振込入金専用カードを第三者利用者に対して発行したときに、当行と当該第三者利用者との間で、振込入金専用カードの利用契約（以下「本カード利用契約」といいます）が締結されたものとします。
- (4) カードの所有権は当行に帰属します。
- (5) 契約者および第三者利用者（これらの従業員を含みます）は、振込入金専用カードについて、他人への貸与、譲渡その他の処分をすることはできません。ただし、第三者利用者が法人または営業性個人である場合には、その従業員も、振込入金専用カードを利用することができるものとし、この場合、第三者利用者は、当該従業員をして本利用ルールを遵守させるものとします。

2. ATMについて

- (1) 本サービスにおいて取扱い可能なATMの範囲、紙幣の枚数および硬貨は、以下のとおりとします。ただし、ATMは、当行所定の手続きにより契約者が選択したものに限りま

利用可能ATM	紙幣取扱枚数	硬貨取扱可否	自動サービス機ご利用明細の金額記載
当行がその有人店舗および無人出張所に設置しているATM（当行ATM）	200枚/回	利用可 （ただし、有人店舗ATMの 8：45～18：00 に限る）	金額記載なし
他行との共同出張所のうち、イーネット、ローソン銀行、セブン銀行のATM（共同利用型ATM）	50枚/台 （1日あたり）	利用不可	金額記載なし

- (2) 共同利用型ATMの回線故障等の事故等または各ATM設置店の事情等により、カード振込入金サービスを利用できない場合は、翌日以降の利用となります。
- (3) ATMの金銭投入口に投入した金額のうちの一部の金額のみを入金または振り込むことはできません。
- (4) 一旦、入金または振込処理が完了した場合、当該入金または振込みの取消しをすることはできません。
- (5) 契約者の従業員または第三者利用者は、入金または振込みの際に発行される「自動サービス機ご利用明細」を必ず受け取るものとします。
- (6) 当行は、本サービスの利用状況、経済情勢の変化その他の諸般の事情に鑑み、必要があると認める場合には、取扱い可能なATMの範囲を変更できるものとします。

3. 免責事項

ATMの回線故障等の事故、共同利用型ATM設置店の事情、不可抗力、その他当行に帰すべからざる事由によりATMを利用することができない場合、契約者の従業員または第三者利用者に対して当行は責任を負わないものとします。

4. 本利用ルールの変更

当行は本利用ルールの変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者および第三者利用者に変更内容を公表することにより、本利用ルールの内容を変更できるものとします。

契約者および第三者利用者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1ヶ月以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本カード利用契約を解約することができるものとします。

5. 反社会的勢力の排除

- (1) 契約者の従業員または第三者利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者の従業員または第三者利用者は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他上記①から④までの行為に準ずる行為
- (3) 第三者利用者は、自らの下請業者または再委託先業者（下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含みます。以下同じ）が反社会的勢力もしくは上記5. (1)①から⑤までのいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が上記5. (2)①から⑤までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。万一、これらの表明または確約に反する事実が判明した場合には、第三者利用者は、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとします。

6. 解除等

- (1) 契約者の従業員もしくは第三者利用者について以下の事由が一つでも生じた場合は、当行は、契約者および当該契約者の従業員に何ら催告することなく、振込入金専用カードの利用を停止することができるものとし、また、本カード利用契約を解除することができるものとします。契約者および契約者の従業員はこれに異議を申し出ないものとします。
- ①契約者の従業員または第三者利用者（その従業員を含む）が、反社会的勢力または上記

5. (1)①から⑤までのいずれかに該当したとき
- ②契約者の従業員または第三者利用者（その従業員を含む）が、上記5. (2) ①から⑤までのいずれかに該当する行為をしたとき
 - ③契約者の従業員または第三者利用者が、上記5. (1)、 5. (2)または5. (3)の表明または確約に関して虚偽の申告をしたとき
 - ④契約者の従業員または第三者利用者が、正当な理由なく上記5. (3)の規定に違反したとき
 - ⑤契約者の従業員または第三者利用者が当行に届け出た事項が虚偽であることが判明したとき
 - ⑥1年以上にわたって振込入金専用カードの利用がないとき
 - ⑦当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって第三者利用者について確認した事項または後記7. (1)もしくは(2)の規定にもとづき第三者利用者が回答または届出した事項について、第三者利用者の回答または届出が虚偽であることが判明したとき
 - ⑧後記7. (1)から(4)までのいずれかの規定に基づく振込入金専用カードの利用停止が1年以上にわたって解消されないとき
 - ⑨振込入金専用カードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑩契約者より、「第三者利用者との業務上の関係が解消されたこと」等、第三者利用者が振込入金専用カードの利用者として適切でなくなったこと、または契約者によりカードの管理ができなくなったことの申し出があったとき
 - ⑪その他、契約者の従業員または第三者利用者（その従業員を含みます）が本利用ルールに違反したとき
- (2) 当行は、契約者の従業員または第三者利用者（これらの従業員を含みます）が以下のいずれかに該当する場合その他当行が必要と認める場合、発行した振込入金専用カードの全部または一部の利用を停止することができます。
- ①契約者または第三者利用者になりすまして本サービスが利用されている疑いがあるとき
 - ②契約者または第三者利用者が当行に届け出た事項について虚偽の疑いがあるとき
- (3) 上記6. (1)の規定に基づき本カード利用契約が解除され、または、後記7. (1)から(4)までのいずれかの規定によりカードの全部または一部の利用が停止されたことにより、契約者の従業員または第三者利用者に損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。
- (4) 契約者の従業員または第三者利用者について上記6. (1)①から⑪までのいずれかの事由が生じたことにより、本カード利用契約が解除され、または当行と契約者との本サービスにかかる基本契約が解約された場合、当該契約者の従業員または第三者利用者は、これによって当行に生じた損害について責任を負うものとします。

7. 第三者利用者のサービス利用制限等

- (1) 当行は、第三者利用者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、第三者利用者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、第三者利用者が、当該依頼に対し正当な理由なく当行が別途定める所定の期日までに応じないときは、振込入金専用カードの利用を停止することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している第三者利用者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、振込入金専用カードの利用を停止することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する第三者利用者の対応、具体的な取引の内容、第三者利用者の説明内容およびその他の事情に照らして、本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、振込入金専用カードの利用を停止することがあります。
- (4) 当行から第三者利用者の届出の住所への郵送物が不着になり、契約者経由でも連絡が取れない場合には、当行は、振込入金専用カードの利用を停止することがあります。
- (5) 前記(1)から(4)までの規定により振込入金専用カードの利用が停止された場合であっても、所定の資料の提出や契約者と第三者利用者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は当該振込入金専用カードの利用停止を解除するものとします。

8. 振込入金専用カードの利用停止および返却

- (1) 次の場合には、爾後、契約者の従業員または第三者利用者（これらの従業員を含みます）は振込入金専用カードを利用することができません。
 - ① 当行と契約者との本サービスにかかる基本契約が解約されたとき
 - ② 本利用ルールの規定に基づき、本カード利用契約が解除されたとき
 - ③ 本利用ルールの規定に基づき、振込入金専用カードの利用が停止されたとき
- (2) 上記8. (1)の場合、契約者の従業員または第三者利用者は、当行からの請求があり次第直ちに、当行に直接または契約者を經由して、当行に振込入金専用カードを返却するものとします。

以 上